

2022年6月2日

株 主 各 位

第22回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 会社の体制及び方針…………… 1頁
- ② 連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の連結注記表…………… 5頁
- ③ 株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表…………… 21頁

株式会社ドリームインキュベータ

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dreamincubator.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

会社の体制及び方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は実効性のある内部統制システムと法令遵守体制を整備し、適正に企業を統治する。
 - ② 情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実施し、透明性のある経営を行う。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに10年間保存し、管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・監査等委員会議事録
 - ・経営会議議事録
 - ・計算書類
 - ・その他取締役会が決定する書類
 - ② 代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるとともに、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導する。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社及び子会社の代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程並びに対応体制を整備する。
 - ・プロジェクトリスク
 - ・投資・与信リスク
 - ・情報リスク
 - ・各事業特有のリスク
 - ② 特に、投融資先数の増加に伴う投資・与信リスクの高まりに対しては、ポートフォリオ管理体制を強化し、リスク管理の徹底を図る。
 - ③ 当社及び子会社の代表取締役は、取締役、従業員に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導する。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役CEOが取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。
 - ② 代表取締役社長COOは経営会議の議長を務め、適切・効率的な業務執行を推進する。
 - ③ 経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、執行役員制度を継続・拡充する。
 - ④ 取締役会における経営・監督を補佐する機能として、取締役会担当を設置し、取締役職務の効率的な運営を補佐する。
 - (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役はコンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について、全員参加ミーティングにて、全社員への徹底を図る。
 - ② 監査等委員会による監査に加え、内部監査担当による内部監査を実施し、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行う。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 該当する子会社が設立される場合には、代表取締役は所要の統制体制を整備する。
 - ② 当社は、子会社の取締役に対し、子会社の業務執行に係る重要事項等について、「関係会社管理規程」の定めに従い、定期的に当社へ報告又は事前承認を得ることを求める。
 - ③ 子会社において、「関係会社管理規程」に定める当社への事前協議や承認が必要な事項が発生した場合、当社は、協議及び決裁を通じて、子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
 - ④ 当社は、子会社に対して、内部監査を実施し、適宜子会社の業務執行を監視する。
 - ⑤ 各子会社の監査役または取締役（監査等委員）と当社の内部監査部門及び監査等委員会が緊密に連携し、グループにおける監査等委員会監査及び内部監査の有効性及び効率性を高める。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は監査等委員会が求める必要な要員数の補助の使用人を、速やかに設置する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人に対する、取締役並びに業務執行者からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を担保する。
- (9) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 代表取締役は、取締役会並びに経営会議の参加者に監査等委員会委員長（又はその他の監査等委員）を加え、重要な経営情報を連携する。
 - ② 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、法令・定款に反する事実や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
 - ③ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査等委員会へ報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、取締役及び使用人の会議予定を監査等委員会が予め関知し、必要に応じていつでも参加・監視できるよう、会議スケジュール及びその出席予定者、会議目的を電子媒体にて各監査等委員に常時公開する。
 - ② その他、監査等委員会より資料請求等の要請があった場合には、代表取締役は速やかに対応する。
 - ③ 監査等委員会が職務の執行のために生ずる費用は、必要でないと認められる場合を除き、当社が負担する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ① 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。
 - ② 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
 - ③ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

(12) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

コンプライアンス委員会がその任に当たっている。

② 外部の専門機関との連携状況

顧問法律事務所と常時相談できる体制を整備している。

③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力チェックサービスを導入し、取引開始前に取引先の反社会的勢力に関する情報を調査している。また、日常的な営業・業務活動で得られる情報に加え、顧問法律事務所や取引金融機関とのやりとりで得られる情報を含めて、反社会的勢力に関する情報を集中管理し、当社が一切関わることはないように確認できる体制を整備している。

④ 社内への周知徹底

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない旨、定期的を開催する全社員参加ミーティングで周知徹底するとともに、相談窓口を設けて、全社員がいつでも相談できる体制を設置している。

2. 当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役の職務執行

当社は、経営環境の変化に対応したスピーディーな意思決定を行うため、取締役会を定例（原則月1回）で開催し、緊急を要する案件があれば、書面決議による取締役会を開催しております。当社取締役会は監査等委員である社外取締役4名を含む8名で構成され、取締役の職務執行状況を監督しております。また、取締役の職務の執行を効率的に行うため、会社の日々の執行に関する権限を当社の執行役員を構成員とする経営会議に委譲しております。

(2) 監査等委員会の職務執行

当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員4名によって構成され、取締役として取締役会において議決権を行使するほか経営会議等の重要な会議に適宜出席して意見を述べております。また、内部監査担当や監査法人の連携・情報交換を通じ、取締役の業務執行の妥当性、効率性を幅広く検証するなどの監査を実施しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査担当は、業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性など業務執行部門の内部監査を通じて、内部統制システムの運用状況を監査するとともに、監査結果のフォローアップを実施し、問題点の発見及び改善を図っております。

(4) リスク管理に関する取り組み

当社はビジネスプロデュース事業におけるプロジェクトリスク、インキュベーション事業における投資先リスクについてリスクが顕在化した場合に速やかに対応できるよう継続的なモニタリングを実施しております。また、投資リスクに対してはポートフォリオ管理体制を強化しております。

(5) コンプライアンスに関する取り組み

当社は全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役が全員参加のミーティングの場等において、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について全社員への周知徹底を図っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への長期利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。利益配分につきましては、各期の経営成績、財政状態及び将来の投資原資を総合的に勘案しながら、最適な時期に最適な方法で株主の皆様に報いていく方針であります。

しかしながら、2022年3月期の業績状況や今後の財務状況等を総合的に鑑みて、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただくことといたしました。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	4,998	4,446	976	△1,184	9,237
会計方針の変更による累積的影響額			△41		△41
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,998	4,446	935	△1,184	9,195
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	16	16			32
親会社株主に帰属する当期純利益			7		7
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				84	84
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△4			△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額					—
連結会計年度中の変動額合計	16	11	7	84	120
2022年3月31日残高	5,014	4,458	942	△1,099	9,316

(百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2021年4月1日残高	103	△104	△0	13	3,945	13,196
会計方針の変更による累積的影響額						△41
会計方針の変更を反映した当期首残高	103	△104	△0	13	3,945	13,154
連結会計年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						32
親会社株主に帰属する当期純利益						7
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						84
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額	420	42	463	△10	△1,272	△820
連結会計年度中の変動額合計	420	42	463	△10	△1,272	△699
2022年3月31日残高	523	△61	462	3	2,672	12,454

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 15社 |
| 連結子会社の名称 | アイペットホールディングス株式会社
アイペット損害保険株式会社
Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company
株式会社DI Digital
株式会社DI Asia
DI Pan Pacific Inc.
DI投資合同会社
DIインドデジタル投資組合
DIAI INDIA PRIVATE LIMITED
株式会社ワークスタイルラボ
ペッツオーライ株式会社
ピークス株式会社
株式会社DIソーシャルインパクトキャピタル
合同会社Next Riseソーシャルインパクト推進機構
Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合 |

Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。前連結会計年度において、連結子会社でありましたDIMENSION株式会社は保有する株式の全部を売却したため、連結の範囲から除いております。また、DIMENSION投資事業有限責任組合は実質的に支配していると認められなくなったため連結の範囲から除いております。DI MARKETING (THAILAND) CO., LTD (清算手続中) およびPT Dream Incubator Marketing Indonesia (清算手続中) は重要性の低下により連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 持分法を適用した関連会社の数 | 1社 |
| 持分法適用関連会社の名称 | DI Investment Partners Limited |

前連結会計年度において、持分法適用関連会社でありましたDI Asian Industrial Fund, L.P.は清算したため持分法の適用範囲から除いております。

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適

用範囲から除外しております。

なお、他の会社の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としていない当該他の会社がありますが、主たる営業目的である営業投資事業のために取得したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて投資先会社の支配を目的とするものではないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ) 関連会社株式

移動平均法に基づく原価法であります。

ロ) その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法であります。また、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法であります。

ハ) 投資事業組合等への出資

関連会社である組合等については、連結決算日における組合等の仮決算による決算書に基づいて、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。なお、関連する損益については、組合等を管理運営する関連会社の持分法投資損益とともに、営業損益の区分に表示しております。

関連会社でない組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ニ) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

② 棚卸資産

イ) 商品及び仕掛品

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)であります。

ロ) 原材料及び貯蔵品

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物が3～47年、器具備品が3～20年であります。

ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

② 無形固定資産

イ) リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 投資損失引当金

期末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑥ 株式給付引当金

役員株式交付規程及び株式給付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、将来の超過収益力が期待される期間(7年及び10年)にわたり、定額法による均等償却を行っております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

コンサルティングサービスは、事業創造支援や成長戦略立案支援に関する戦略コンサルティング等のサービスを提供するもので、主に一定期間にわたり提供するサービスであるため、主として契約期間にわたり収益を認識しております。

ペット関連サービスは、主にオンラインペット健康相談サービスを提供するもので、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

コンサルティングマッチングサービスは、主にコンサルタントのマッチング・プラットフォーム事業を運営するもので、コンサルタントのサービスの提供に応じて履行義務が充足されるものであるため、主として役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

出版は、主に雑誌の販売や広告掲載の提供にかかるものであるため、主として販売時に収益を認識し、デジタルメディアコンテンツマネジメントサービスは、主に受託した制作業務が完了することにより資産が顧客に移転するため、主として顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、返品権付きの販売については、販売時には収益を認識せず、返金負債を認識しております。

(8) 営業投資売上高及び営業投資売上原価の計上基準

営業投資売上高には、投資育成目的等の営業投資有価証券の売却額、受取配当金及び投資事業組合等の純利益に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

営業投資売上原価には、これに対応する営業投資有価証券の売却簿価、支払手数料、評価損及び投資事業組合等の純損失に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、保険業を営む連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用については税込方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却する方法によっております。

(10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(11) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 営業投資有価証券及び関係会社株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

- ① 営業投資有価証券 6,530百万円
- ② 売上原価 370百万円
- ③ 投資損失引当金 357百万円
- ④ 関係会社株式 300百万円

(2) その他の情報

① 算出方法

投資先の評価については、上場株式等は期末日の時価で評価しており、外貨建の上場株式等は期末日の時価及び為替レートで換算しております。また、未上場株式等は、実現評価損のみを計上しております。なお、外貨建の未上場株式等についても期末日の為替レートで換算しております。さらに、社債その他の債券等については、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価で評価しております。

未上場株式等の減損判定は、その性質上、判断を伴うものであり、多くの場合、重要な見積り・前提を使用しております。

当社グループは、投資先のモニタリングにあたって、投資先の実情（上場可能性、資金繰り、ファイナンスの進捗状況等）を勘案して主に定量的な評価を行い、さらに詳細な検討が必要な投資先は定性的な面も重視して評価しており、超過収益力が毀損したと判断した投資先については回収可能価額まで減損を計上しております。

② 主要な仮定

業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、投資先の評価を行い、超過収益力が毀損したか否かを判断し投資先の評価を行っております。その主要な仮定は、投資先ごとの状況に応じた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況や事業進捗等を勘案して各銘柄ごとに重要であるとして設定される、事業計画、資金計画、資金調達の水準の実行可能性等であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

2. 支払備金

当社の連結子会社であるアイペット損害保険株式会社は、損害保険業を営んでおり、通常、保険事故発生時から即時に契約者よりアイペット損害保険株式会社への報告が行われることはなく、また、保険事故の報告を受けた後、保険金支払額が確定し、保険金が支払われるまでに一定の日数を要していることから、期末日時点においては、既発生の損害に対する保険金支払債務を相当程度有しております。そのため、当該債務を支払備金として負債計上しております。なお、支払備金は、期末日時点のアイペット損害保険株式会社への報告の有無により、普通備金とIBNR備金（IBNRは“Incurred but not reported”の略称であり、既発生未報告の損害に対する支払備金）に区分して算出しております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
支払備金 2,075百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

普通備金は、期末日時点で既に損害報告を受けた保険事故に対して個別に支払金額を見積計上しております。具体的には、期末日において支払金額の確定しているものについては当該確定金額で、また、未確定のものについては、保険契約者からの請求内容に応じて過去の支払実績を基に平均単価を算定したうえで、期末日時点の未払件数に乘じることにより算定しております。

他方、IBNR備金は、期末日時点で既に保険事故が発生しているが、報告を受けていないものに対して、過年度の保険金の支払実績等に基づき大蔵省告示第234号の方式により計算した結果を見積計上することとされております。当社は、同告示別表(第2条第3項関係)に定められた要積立額aの方式により積み立てを行っており、前連結会計年度までの直近3連結会計年度におけるIBNR備金積立所要額の平均額に、当連結会計年度を含む直近3連結会計年度の発生損害増加率を乘じることによって要積立額を算定しております。

② 主要な仮定

普通備金は、期末日時点で既に報告を受けた保険事故に対して個別に支払額を見積計上しているものの、支払金額が未確定のものに対する支払見込額の見積りには、過去の支払実績から算出した平均単価を用いております。

他方、IBNR備金は①算出方法に記載の通り、過去の支払実績に基づく傾向が今後も継続するという一定の仮定に基づき、要積立額を算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記、主要な仮定には不確実性が含まれており、翌連結会計年度において主要な仮定において見込むことのできなかつた新たな事実等の発生により、支払備金の見積額と実際発生額との間に差額が大きく生じた場合には、翌連結会計年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、ファンマーケティングセグメントにおける返品権付きの販売について、従来は売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を認識しておりましたが、変動対価に関する定めに従って、返品されると見込まれる対価の額について、販売時に収益を認識せず、返金負債を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は88百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ88百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は41百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、営業投資有価証券のうち従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券等について取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。なお、当該会計方針の変更による影響は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

1. 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」に表示していた「ソフトウェア仮勘定」37百万円、「その他」95百万円は、「その他」132百万円として組み替えております。

2. 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期貸付金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「長期

貸付金] 44百万円、「その他」427百万円は、「その他」471百万円として組み替えております。

3. 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」9百万円、「その他」673百万円は、「その他」683百万円として組み替えております。

4. 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」41百万円、「その他」43百万円は、「その他」85百万円として組み替えております。

(追加情報)

1. 株式付与BIP信託の会計処理について

当社は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、株式報酬制度として役員報酬BIP信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社が当社役員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める役員株式交付規程に基づき当社役員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。その後、当該信託は、役員株式交付規程に従い、信託期間中の業績指標及び役位等に応じた当社株式を、退任時に無償で役員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、役員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度90百万円及び50,778株、当連結会計年度90百万円及び50,778株であります。

2. 株式付与ESOP信託の会計処理について

当社は、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、退職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度502百万円及び294,620株、当連結会計年度417百万円及び244,915株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 移転補償金

当社の子会社であるピークス株式会社において発生した、オフィス移転に伴う受取補償金であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,421,600	32,900	—	10,454,500

(注) 発行済株式の総数の増加理由は下記のとおりです。

新株予約権の行使による新株発行による増加 32,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	755,076	48	49,705	705,419

(注) 1. 自己株式の増加48株は、単元未満株式の買取によるものです。

(注) 2. 自己株式の減少49,705株は、株式付与ESOP信託口による当社株式の売却によるものです。

(注) 3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式の株式数には、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式がそれぞれ294,620株、244,915株及び役員報酬BIP信託口が保有する当社株式がそれぞれ50,778株、50,778株含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 10,600株

5. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、国内外の上場及び未上場企業に対する投資事業（営業投資事業）を行っております。国内については公募増資等の直接金融によって調達した資金を用いた投資を行っております。

海外、とりわけアジアを中心とした未上場企業への投資については、主に投資事業組合を通じて外部から調達したファンド出資金を用いて投資を行っております。

その他、当社グループは余剰資金の運用を行っておりますが、当該運用については、投資信託及び短期的な預金等に限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

保有する有価証券等の金融資産は、主として未上場企業の株式等を投資対象とした営業投資有価証券であり、当該有価証券は当連結会計年度末における連結計算書類の総資産のうち19.5%を占めております。これらの資産は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、新興株式市場の市況やIPO（株式公開）審査、規制等の状況変化等の外的なリスクにさらされております。

その他、投資有価証券等を保有しておりますが、これらは、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、流動性リスクにさらされております。

(3) リスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクに関しては、決済までのサイトを短期間に設定するとともに、当社グループの与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を都度行っております。

② 市場リスク管理

当社グループが保有する上場株式等については、市場価格の変動リスクにさらされております。上場株式等については、ポートフォリオマネジャーによる継続的なモニタリングや定期的に時価の把握を行うことで、価格変動リスクの軽減を図っております。

③ 未上場企業に対する投資のリスク管理

当社の保有する金融資産の大半を占める未上場株式等については、投資先企業の投資残高に応じて当該投資先企業の財務状況を月次や四半期毎等、継続的なモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握するとともに、当該業績の状況等を価額に反映させております。

④ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社グループは、適時資金状況を確認し、手元流動性を高く維持し、流動性リスクに対処しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額及び時価並びにその差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）3.をご参照ください。）。

（単位：百万円）

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)	営業投資有価証券	524	524	－
(2)	有価証券及び投資有価証券			
	その他有価証券	2,517	2,517	－
	資産計	3,041	3,041	－
(3)	長期借入金	2,044	2,042	△1
	負債計	2,044	2,042	△1

（注）1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）2. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）3. 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については「(1)営業投資有価証券」、「(2)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	
非上場株式等	3,612
非上場出資金	2,394
有価証券及び投資有価証券	
非上場株式等	404
非上場出資金	200

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
株式	－	99	－	99
その他	－	－	424	424
有価証券及び投資有価証券				
株式	518	－	－	518
公社債	－	604	－	604
資産計	518	703	424	1,646

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。当該出資の連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は1,395百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	2,042	－	2,042
負債計	－	2,042	－	2,042

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券、有価証券及び投資有価証券

上場株式及び公社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は主に活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、公社債は主に市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。社債その他の債券等は相場価格が入手できない場合において、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格等に基づいて評価しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル3の時価に分類しております。なお、直近の取引価格について、取引発生後一定期間は有効であるものと仮定しております。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価算定会計基準適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

長期借入金

長期借入金の時価は、金利条件等から時価が帳簿価額と近似しているものは当該帳簿価額を時価としており、その他は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの時価は、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計
	ビジネス プロデュース セグメント	ベンチャー 投資 セグメント	ペット ライフスタイル セグメント	HR イノベーション セグメント	ファン マーケティング セグメント	計	
コンサルティングサービ ス	2,837	—	—	—	—	2,837	2,837
ペット関連サービス	—	—	659	—	—	659	659
コンサルティングマッ チングサービス	—	—	—	1,324	—	1,324	1,324
出版およびデジタルメ ディアコンテンツマネジ メントサービス	—	—	—	—	1,989	1,989	1,989
その他	—	26	—	—	—	26	26
顧客との契約から生じる収益	2,837	26	659	1,324	1,989	6,837	6,837
その他の収益	—	734	27,994	—	—	28,729	28,729
外部顧客への売上高	2,837	761	28,654	1,324	1,989	35,566	35,566

(注) その他の収益は、主として、保険契約に基づく保険引受収益、金融商品に関する会計基準に基づく資産運用収益及びベンチャー投資における営業投資有価証券の売却収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4.重要な会計方針に係る事項に関する注記(7)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,003円00銭
2. 1株当たり当期純利益 ※ 0円80銭

(期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。)

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(注) 2. 「1株当たり純資産額」の算定上、控除した役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自己株式の期末株式数は、当連結会計年度295,693株であり、「1株当たり当期純利益」の算定上、控除した自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度318,295株であります。

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	7百万円
普通株主に係る親会社株主に帰属する当期純利益	7百万円
普通株式の期中平均株式数	9,701,821株

(注) 3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ、9.07円、9.11円及び9.10円減少しております。

(重要な後発事象)

(重要な子会社等の株式の売却)

当社は、2022年4月5日開催の取締役会において、連結子会社であるピークス株式会社の全株式を、株式会社ADDIXに譲渡することを決議し、2022年4月28日に譲渡が完了しました。

1. 譲渡の理由

当社は構造改革に取り組んでおり、今後の経営資源をビジネスプロデュースに傾注させていく方針です。当該方針下において、当社の株主価値最大化を実現しつつ、同時にピークス株式会社が機動的に成長戦略を実行し、更なる発展を遂げていくためには、今回の株式譲渡が最善の手法・タイミングであると判断したものであります。

2. 株式譲渡の相手先の名称

株式会社ADDIX

3. 株式譲渡の時期

2022年4月28日

4. 異動する連結子会社等の概要

名称：ピークス株式会社

事業内容：出版及びデジタルメディア事業

当社との関係：当社100%子会社

5. 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

譲渡株式数：5,000株

譲渡価額：株式譲渡先との秘密保持契約により非公開

譲渡損益：2023年3月期第1四半期連結会計期間において、子会社株式売却益（特別利益）を544百万円（概算）計上する見込み

譲渡後の持分比率：0%

(重要な子会社等の株式の売却)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ワークスタイルラボの全株式を、ランサーズ株式会社に譲渡することを決議し、譲渡契約書を締結しました。

1. 譲渡の理由

当社は構造改革に取り組んでおり、今後の経営資源をビジネスプロデュースに傾注させていく方針です。当該方針下において、当社の株主価値最大化を実現しつつ、同時に株式会社ワークスタイルラボが機動的に成長戦略を実行し、更なる発展を遂げていくためには、今回の株式譲渡が最善の手法・タイミングであると判断したものであります。

2. 株式譲渡の相手先の名称

ランサーズ株式会社

3. 株式譲渡の時期

2022年6月14日（予定）

4. 異動する連結子会社等の概要

名称：株式会社ワークスタイルラボ

事業内容：フリーコンサルタントへの業務委託を実施するプラットフォーム事業

当社との関係：当社100%子会社

5. 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

譲渡株式数：10,000株

譲渡価額：330百万円

譲渡損益：2023年3月期第1四半期連結会計期間において、子会社株式売却益（特別利益）を50百万円（概算）計上する見込み

譲渡後の持分比率：0%

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2021年4月1日残高	4,998	1,519	2,264	3,783
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	16	16		16
当期純損失(△)				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	16	16		16
2022年3月31日残高	5,014	1,535	2,264	3,799

(百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
2021年4月1日残高	1,948	1,948	△1,184	9,545
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				32
当期純損失(△)	△78	△78		△78
自己株式の取得			△0	△0
自己株式の処分			84	84
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	△78	△78	84	38
2022年3月31日残高	1,869	1,869	△1,099	9,584

(百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	2021年4月1日残高	70		
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				32
当期純損失(△)				△78
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				84
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	445	445	△10	435
当期変動額合計	445	445	△10	474
2022年3月31日残高	516	516	3	10,103

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法であります。

② その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

イ) 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法であります。また、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法であります。

③ 投資事業組合等への出資

子会社である組合等については、決算日における組合の決算書に基づいて、持分相当額を総額で取り込む方法によっております。

関連会社である組合等については、決算日における組合等の仮決算による決算書に基づいて、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社及び関連会社でない組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物が15年、器具備品が4～20年であります。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 無形固定資産

① リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

期末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

役員株式交付規程及び株式給付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

コンサルティングサービスは、事業創造支援や成長戦略立案支援に関する戦略コンサルティング等のサービスを提供するもので、主に一定期間にわたり提供するサービスであるため、主として契約期間にわたり収益を認識しております。

6. 営業投資売上高及び営業投資売上原価の計上基準

営業投資売上高には、投資育成目的等の営業投資有価証券の売却額、受取配当金及び投資事業組合等の純利益に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

営業投資売上原価には、これに対応する営業投資有価証券の売却簿価、支払手数料、評価損及び投資事業組合等の純損失に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、営業投資有価証券のうち従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券等について取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。なお、当該会計方針の変更による影響は軽微であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 営業投資有価証券及び関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

- ① 営業投資有価証券 3,907百万円
- ② 売上原価 358百万円
- ③ 投資損失引当金 264百万円
- ④ 関係会社株式 5,810百万円
- ⑤ 関係会社出資金 10百万円
- ⑥ 関係会社社債 728百万円
- ⑦ 関係会社株式評価損 219百万円

(2) その他の情報

① 算出方法

投資先の評価については、上場株式等は期末日の時価で評価しており、外貨建の上場株式等は期末日の時価及び為替レートで換算しております。また、未上場株式等は、実現評価損のみを計上しております。なお、外貨建の未上場株式等についても期末日の為替レートで換算しております。さらに、社債その他の債券等については、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価で評価しております。

未上場株式等の減損判定は、その性質上、判断を伴うものであり、多くの場合、重要な見積り・前提を使用しております。

当社は、投資先のモニタリングにあたって、投資先の実情(上場可能性、資金繰り、ファイナンスの進捗状況等)を勘案して主に定量的な評価を行い、さらに詳細な検討が必要な投資先は定性的な面も重視して評価しており、超過収益力が毀損したと判断した投資先については回収可能価額まで減損を計上しております。

② 主要な仮定

業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、投資先の評価を行い、超過収益力が毀損したか否かを判断し投資先の評価を行っております。その主要な仮定は、投資先ごとの状況に応じた新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の状況や事業進捗等を勘案して各銘柄ごとに重要であるとして設定される、事業計画、資金計画、資金調達の水準の実行可能性等でありませ

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

1. 株式付与BIP信託の会計処理について
「連結注記表（追加情報）」に当該注記をしております。
2. 株式付与ESOP信託の会計処理について
「連結注記表（追加情報）」に当該注記をしております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

関係会社に対する短期金銭債権	221百万円
関係会社に対する長期金銭債権	542百万円
関係会社に対する短期金銭債務	164百万円
2. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引による取引高	
売上高	22百万円
販売費及び一般管理費	172百万円
営業取引以外の取引による取引高	3百万円
2. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	755,076	48	49,705	705,419

(注) 1. 自己株式の増加48株は、単元未満株式の買取によるものです。

(注) 2. 自己株式の減少49,705株は、株式付与ESOP信託口による当社株式の売却によるものです。

(注) 3. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式の株式数には、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式がそれぞれ294,620株、244,915株及び役員報酬BIP信託口が保有する当社株式がそれぞれ50,778株、50,778株含まれております。

2. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	247百万円
営業投資有価証券評価損否認額	327百万円
関係会社株式評価損否認額	71百万円
投資損失引当金	81百万円
貸倒引当金	71百万円
株式給付引当金	95百万円
その他	62百万円
小計	958百万円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△217百万円
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△552百万円
繰延税金資産合計	187百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△234百万円
譲渡損益調整勘定	△25百万円
投資簿価修正	△44百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△307百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△119百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社名	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	勘科 科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社DI Asia	(所有) 直接 100.0	金 銭 債 権	費用の立替 (注1)	—	その他 流動 資産	4
				金銭貸付等 (注1)	—	長期貸付金 関係会社 社債	517
子会社	DI Pan Pacific Inc.	(所有) 直接 100.0	組 成 及 び 出 資 の 引 受	出資の引受 (注2)	21	—	—
子会社	DIインドデジタル 投資組合	(所有) 直接 66.6 間接 0.1	組 成 及 び 出 資 の 引 受	出資の引受 (注3)	30	—	—
子会社	DIMENSION投資事業 有限責任組合 (注5)	(所有) —	組 成 及 び 出 資 の 引 受	出資の引受 (注3)	190	—	—
				分配金受取 (注4)	42	—	—
子会社	ピークス株式会社	(所有) 直接 100.0	金 銭 債 権	金銭貸付等	—	その他 流動資産 関係会社 社債 (注6)	813
子会社	Next Rise ソーシャ ル・インパクト・ファ ンド投資事業有限責任 組合	(所有) 直接 59.7 間接 0.3	組 成 及 び 出 資 の 引 受	出資の引受 (注3)	76	—	—
関連会社	DI Asian Industrial Fund, L.P. (注7)	(所有) —	組 成 及 び 出 資 の 引 受	分配金受取 (注4)	24	—	—

- (注) 1. 株式会社DI Asiaへの債権等に対して、198百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、30百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注) 2. 増資による出資の引受であります。
- (注) 3. キャピタルコール方式による出資の引受であります。
- (注) 4. 組合財産の払戻を受けたものであります。
- (注) 5. 当事業年度において、実質的に支配していると認められなくなったため連結の範囲から除外し、関連当事者に該当しなくなりました。上記金額は、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
- (注) 6. 当該金額は評価差額金が含まれております。
- (注) 7. 当事業年度において、清算完了しているため持分法適用関連会社から除外し、関連当事者に該当しなくなりました。上記金額は、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

役員

種類	氏名	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	勘定 科目	期末残高 (百万円)
役員	三宅 孝之	-	当社取締役	新株予約権 の行使 (注)	10	-	-

(注) 2012年10月29日の取締役会決議により付与されたストック・オプションとしての新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,036円03銭
2. 1株当たり当期純損失 ※ 8円12銭

(期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。)

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純損失」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 「1株当たり純資産額」の算定上、控除した役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自己株式の期末株式数は、当事業年度295,693株であり、「1株当たり当期純損失」の算定上、控除した自己株式の期中平均株式数は、当事業年度318,295株であります。

※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失	78百万円
普通株式に係る当期純損失	78百万円
普通株式の期中平均株式数	9,701,821株

(重要な後発事象)

(重要な子会社等の株式の売却)

当社は、2022年4月5日開催の取締役会において、連結子会社であるピークス株式会社の全株式を、株式会社ADDIXに譲渡することを決議し、2022年4月28日に譲渡が完了しました。

1. 譲渡の理由

当社は構造改革に取り組んでおり、今後の経営資源をビジネスプロデュースに傾注させていく方針です。当該方針下において、当社の株主価値最大化を実現しつつ、同時にピークス株式会社が機動的に成長戦略を実行し、更なる発展を遂げていくためには、今回の株式譲渡が最善の手法・タイミングであると判断したものであります。

2. 株式譲渡の相手先の名称

株式会社ADDIX

3. 株式譲渡の時期

2022年4月28日

4. 異動する連結子会社等の概要

名称：ピークス株式会社

事業内容：出版及びデジタルメディア事業

当社との関係：当社100%子会社

5. 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

譲渡株式数：5,000株

譲渡価額：株式譲渡先との秘密保持契約により非公開

譲渡損益：2023年3月期第1四半期連結会計期間において、子会社株式売却益（特別利益）を327百万円（概算）計上する見込み

譲渡後の持分比率：0%

(重要な子会社等の株式の売却)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ワークスタイルラボの全株式を、ランサーズ株式会社に譲渡することを決議し、譲渡契約書を締結しました。

1. 譲渡の理由

当社は構造改革に取り組んでおり、今後の経営資源をビジネスプロデュースに傾注させていく方針です。当該方針下において、当社の株主価値最大化を実現しつつ、同時に株式会社ワークスタイルラボが機動的に成長戦略を実行し、更なる発展を遂げていくためには、今回の株式譲渡が最善の手法・タイミングであると判断したものであります。

2. 株式譲渡の相手先の名称

ランサーズ株式会社

3. 株式譲渡の時期

2022年6月14日（予定）

4. 異動する連結子会社等の概要

名称：株式会社ワークスタイルラボ

事業内容：フリーコンサルタントへの業務委託を実施するプラットフォーム事業

当社との関係：当社100%子会社

5. 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

譲渡株式数：10,000株

譲渡価額：330百万円

譲渡損益：2023年3月期第1四半期連結会計期間において、業績に与える影響はありません。

譲渡後の持分比率：0%